

平成26年第12回瑞穂市教育委員会定例会会議録

平成26年12月22日（月）午後2時開議

議事日程

開会及び開議の宣告

日程第1 平成26年第11回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

日程第2 会議録署名委員の指名について

日程第3 教育長の報告

日程第4 議案第44号 平成25年度教育に関する事務の管理及び執行の状況
の点検及び評価に関する報告書の提出について

日程第5 意見聴取 瑞穂市立小学校及び中学校における土曜授業について

日程第6 その他

閉会の宣告

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した委員

河 合 和 義

福 野 佐代子

加 藤 悟

横 山 博 信

○本日の会議に欠席した委員

麓 英 里

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

教育次長 高 田 敏 朗

教育総務課長 久 野 秋 広

学校教育課長 杉 原 和

学校教育課主幹 宮 崎 智 和

学校教育課総括課長補佐	松	野	光	広
幼児支援課長	山	本	康	義
幼児支援課総括課長補佐	鹿	野	正	美
生涯学習課長	棚	橋		剛
生涯学習課総括課長補佐	松	原	輝	雄

○本日の会議に職務のため出席した者の職・氏名

教育総務課総括課長補佐	磯	部	基	宏
-------------	---	---	---	---

○傍聴者

なし

開会及び開議の宣告

○委員長 皆さんこんにちは。年末の大変お忙しい中、定例会にお集まりいただきありがとうございます。寒い日が続きますが、子ども達は頬を真っ赤にして元気に登校しているようです。本日、麓委員が都合により欠席の連絡をいただいていますので報告致します。

只今より平成26年第12回瑞穂市教育委員会定例会を開催させていただきます。

日程第1 平成26年第11回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

○委員長 日程第1 平成26年第11回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について、議題と致します。事務局より過日郵送にてお配りいただいておりますがご異議ございませんか。

異議がないようですので、平成26年第11回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認については承認することと致します。

日程第2 会議録署名委員の指名について

○委員長 本日の会議録署名委員の指名について、議題と致します。

福野委員にお願い致します。

日程第3 教育長の報告

○委員長 日程第3 教育長より報告を求めます。

○教育長 11月28日から12月19日まで、第4回定例議会が行われました。一般質問としましては、①瑞穂市のいじめ防止の基本方針・学校の取組みについて、現在、素案ができておりパブリックコメント実施中であること等を答弁致しました。②不登校・暴力事案の質問もありましたが、平成24・25年の数字を挙げながら減少傾向にあることの報告を致しました。③太陽光システムについて、中学校においては全て設置されていますが、小学校にも設置した方が良いということも話に挙がりました。このことについては、大規模等の改修

の計画に沿って順次施行していくよう答弁致しました。④学童保育の早朝と午後の延長を行うことについて、料金設定の改正が分かりにくいとの意見もありましたが、今後、繰り返し理解いただけるように説明致します。保護者へお渡しする資料を分かりやすくすることが課題と思います。

年が明け1月11日が成人式となります。委員の皆さまにはお世話になりますがよろしくお願い致します。

日程第4 議案第44号 平成25年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書の提出について

○委員長 日程第4 議案第44号 平成25年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書の提出について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○教育総務課長 日程第4 議案第44号 平成25年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書の提出について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第2条の規定により、平成25年度の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書を議会に提出することについて、教育委員会の議決を求める。平成26年12月22日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第2条の規定により、平成25年度の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書を議会に提出する必要があるため。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○委員長 ご質疑ございませんか。

前々回の教育委員会で評価を修正した事業について説明をお願いします。

○教育総務課長 ①教育委員会会議の実施状況（附P2）ですが、教育委員会で意見聴取をいただいた方向性について、議会より修正案が出されたことについて、調整ができていなかったのではないかとということでA評価をB評価へ変更しています。②穂積中学校グラウンド整備事業（附P5）ですが、A評価をB評価へ変更しています。③牛牧小学校校舎増築事業（附P5）ですが、A評

価をB評価へ変更しています。④公民館、総合体育施設等の整備（附P8）ですが、B評価をC評価へ変更しています。以上4事業について修正しています。

○委員長 昨年度から評価が下がった事業について説明をお願いします。

○生涯学習課長 その他事業（図書館施設設備事業）（附P8）ですが、維持管理計画に基づき計画通り進めることができたということで、B評価をA評価と致しました。また、学校・園等と図書館との連携（附P9）ですが、「学校と図書館との意見交流の充実」のための会議の開催ができなかったことから、A評価をB評価としました。

○学校教育課長 魅力ある学校づくり（附P10）ですが、毎年度、計画や補助金の内容がパターン化しているため特色でなくなっていることが課題であることから、A評価をB評価としました。

○委員長 就学区域の弾力化の推進（附P5）ですが、方針の欄を「廃止」という表現でよろしいのでしょうか。市の規則からは削除されますが、今後は上位法である学校教育施行令の規則のとおり運用していく旨を備考欄に記載し、評価欄は削除すれば良いのではありませんか。

○教育総務課長 そのように訂正させていただきます。

○委員長 学識経験者より評価についての指摘はありませんでしたか。

○教育総務課長 ございませぬ。教育に関し学識経験を有する者の知見の活用となっていますので、評価についての指摘はありませんでした。

○委員長 地方教育行政の組織及び運営に関する法律で、教育委員会は、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする書かれているので、評価に対しても意見と助言をしてもらわなければいけないと思います。各事業に対しての学識経験者による意見であれば、これは参考意見として、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書とは別に参考意見として掲載すれば良いと思います。

○教育長 委員長ご指摘のとおり、教育事務の管理・執行の点検及び評価シートは報告書として報告又はホームページへの掲載を行い、学識経験者による意見及び助言につきましては、学識経験者による参考意見の資料として報告またはホームページへの掲載を行いたいと思います。

○委員長 その他ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第4 議案第44号 平成25年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書の提出について、可決することと致します。

日程第5 意見聴取 瑞穂市立小学校及び中学校における土曜授業について

○委員長 日程第5 意見聴取 瑞穂市立小学校及び中学校における土曜授業について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○学校教育課長 日程第5 意見聴取 瑞穂市立小学校及び中学校における土曜授業について、瑞穂市教育委員会事務局委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第1号の規定により、教育委員会の意見を求める。平成26年12月22日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、瑞穂市立小学校及び中学校における土曜授業の実施について、教育委員会の意見を求めるもの。

<資料により説明>

瑞穂市土曜授業の導入について、瑞穂市総合クラブや地域の多様な教育活動「土曜学習」の充実に加え、学校が主体となった学力向上を意図した「土曜授業」を実施することにより、土曜日の豊かな教育環境を構築し、心豊かに光り輝くみずほの子の育成をさらに推進することをねらいとします。具体的には、①土曜授業を年間5日間実施②教育課程内に位置付く授業を行い、確かな学力の定着と向上を図る。③児童生徒の振替休日を行わないです。その背景は、学校・家庭・地域の三者が連携し、役割分担しながら、学校における授業、地域における多様な学習や体験活動の機会充実に取り組むことにより、土曜日の教育環境を豊かにすることが必要である。その方策の1つとして、平成25年11月に学校教育法施行規則の改正を行い、設置者の判断により、土曜授業を行うことが可能となったことが文部科学省から打ち出されています。

近隣市町の状況ですが、岐阜市においては、年間10日間程度学校毎に対応し、内容も様々である。大垣市においては、「ふるさと学習」をメインに、総

合学習として実施予定。本巢市・北方町・山県市においては、モデル校指定したり、祖父母参観等をカウントし一部実施となっています。

土曜授業を指定する意味は、豊かな土曜の教育環境、そこに今までに充実している土曜学習プラス土曜授業の5日間を工夫することによって、子ども達の生きる力に繋がっていくのではないかという構想です。これらのことについては、校長会にて意見を伺いました。校長会としては、土曜授業を行うならば出欠をとり教科書を進める授業を行い学力向上へ向かっていく体制をとるべきであるとの意見が聞かれました。

本日、以上のことについて委員に承認いただければ、生涯学習事業との日程調整を行いその結果を次回定例会にて報告した後、各学校長へ教員への指導、保護者への周知を行なう予定としています。

～ 質疑・討論 ～

○委員長 ご質疑ございませんか。

学校長または学校教諭の皆さまが大変熱意を持っていただけることは感謝を申し上げます。

○加藤委員 土曜授業を参観日等で行うのではなく、授業を行うということは望ましいことだと思います。子どもの負担を考えると5日間であれば良いと思います。

○委員長 計画が決定した段階で早めに関係する団体・保護者等への広報等を速やかに行ってください。

その他ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第5 意見聴取 瑞穂市立小学校及び中学校における土曜授業について、承認することと致します。

日程第6 その他

○委員長 日程第6 その他に入ります。

教育次長。

○教育次長 放課後児童クラブにつきまして、穂積・生津・牛牧小校区の対象者が広がり、増員が予想されるということで施設の整備を行ってきました。本

田小校区放課後児童クラブにおいても、現在、本田コミュニティセンターにて定員40名、実員36名で行っていますが、夏休みに40人を超える想定がされますので、総務課と協議をし、本田コミュニティセンター2階の和室を更に児童クラブで利用する計画をしています。

○委員長 教育総務課長。

○教育総務課長 定期監査結果報告書を配布させていただきました。よろしくお願い致します。

○委員長 学校教育課長。

○学校教育課長 現在、3歳児 8,500円・4歳児 7,500円・5歳児 6,500円で実施しています。

平成27年度4月より、子ども・子育て支援新制度が実施され保育料は各市町村が決定することとなります。

公立幼稚園、私立幼稚園の認定こども園については、同額の利用料金となります。私立幼稚園の認定こども園は公立幼稚園の利用料金で不足する場合は、実費負担や上乗せ利用料利用料が生じる場合があります。

幼稚園保育料は、今後、保育所保育料の算定と同様に世帯の所得階層にて区分しなくてはならなくなり歳児別の保育料は不適切であると県より回答がなされています。現在、歳児別で幼稚園保育料を算定している市町は、岐阜県では大垣市と瑞穂市です。

子ども・子育て支援新制度では幼稚園保育料は保育所保育料の負担水準と同程度にしなければならないため、一般的な家庭の市民税課税額211,200円以下と仮定し、保育所保育料の算定区分で判断すると市民税所得割額169,000円と市民税所得割額301,000円の間となります。市民税所得割額の保育料18,000円と市民税所得割額301,000円の保育料20,000円の間として19,000円の区分になると仮定すると、保育所の保育時間は8時間であり幼稚園の保育時間は4時間であるため19,000円の2分の1として9,500円となります。

新制度の保育料については今後、平成28年度の園児募集までに検討しなければなりません。急激な負担増とならないように激変緩和として現在の料金の8,500円とし、平成27年度入園の3歳児が卒園するまで同金額としま

す。

また、保育所と同様に多子軽減として、小学校1年生から3年生の範囲内にいる子どもをカウントし第2子は保育料半額軽減、第3子以降は全額軽減を行う案です。

○**委員長** 当市の保育料から2分の1にしたということですか。

○**学校教育課総括課長補佐** 9,500円と仮定した部分に関しては、当市の保育園保育料を算定して行ったものの2分の1ということです。ただし、今後ということであり、今回は激変緩和ということで8,500円が上限ですので算定させていただいたということです。

○**委員長** 私立が入ってきて、そこも公立幼稚園にならえとなると極めて安いと思いますが。その差額は全て公費持ちになるのか、個人持ちとなるのですか。

○**学校教育課総括課長補佐** 公費です。

○**福野委員** 公立の保育所へ入られる方で保育にかけない子が第1号認定ですね。

○**学校教育課総括課長補佐** そのとおりです。

○**委員長** そうすると私立の全てが認定こども園の方へ流れて行ってしまいませんか。公費が莫大な額となってしまいませんか。私立が認定こども園になった場合行政の負担はどうなるのですか。

○**幼児支援課長** 差額については国から補助されますので市の負担はありません。

○**委員長** 一度よく研究して下さい。

この案については、平成28年度までということですか。その後は、国に併せて所得基準中にするということですか。

○**学校教育課総括課長補佐** そのとおりです。

○**学校教育課長** 本日は、幼稚園保育料について、委員より意見をいただきましたので一度持ち帰り検討した上で次回の定例会にて議題として提出させていただきますのでよろしくお願い致します。

○**委員長** 幼児支援課長。

○**幼児支援課長** 新年度の瑞穂市保育所利用児童数を配布させていただきましたのでよろしくお願い致します。

○委員長 生涯学習課長。

○生涯学習課課長 ございません。

○委員長 ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

次回の会議ですが、平成27年1月26日、月曜日、午後2時から平成27年第1回瑞穂市教育委員会定例会ということでよろしくお願ひ致します。

閉会の宣告

○委員長 長時間ご審議ありがとうございました。長期的な展望、重要な案件についてご審議いただきましてありがとうございました。事務局におかれましては、今日の案件につきまして十分に検討していただき次回定例会等に報告いただければ幸いです。最後になりましたが、新しい年を迎えるにあたりまして皆様のご健勝とご祈念を願ひますとともに、来年度も益々教育委員会・学校教育者共々教育が発展しますことを祈念しまして終わりとします。これをもちまして第12回瑞穂市教育委員会定例会を閉会致します。

閉会 午後4時47分

瑞穂市教育委員会会議規則第27条第2項の規定により、ここに署名する。

平成27年1月26日

瑞穂市教育委員会 委員長 河合和義

委員 福野佐代子

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第6項のただし書により、人事に関する事件その他の事件について、出席委員の3分の2以上の多数で議決があった場合は非公開とします。